

中津川市若者定着促進事業補助金交付要綱

(平成29年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、若年層の市内定着を促進し、活力ある地域社会を形成するため、中津川市内で就労する者に対し、中津川市若者定着促進事業『通称「中津川で暮らそう家賃補助事業」という。』補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、中津川市補助金交付規則(昭和36年中津川市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 転入 中津川市以外の市区町村から中津川市へ生活の拠点を移し、本市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳(以下「住民基本台帳」という。)

に記録されること(外国人住民にあつては、永住者の在留資格又は特別永住者の資格をもつて記録される場合に限る。)をいう。

(2) 就労 仕事に就くこと又は仕事をしていることをいう。

(3) 民間賃貸住宅 建物の所有者又は管理者との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、次に掲げる住宅を除く。

ア 市営住宅その他の公的賃貸住宅

イ 2親等以内の親族が所有し、管理し、又は居住する住宅

ウ その他市長が不相当と認める住宅

(4) 転出 中津川市以外の市区町村へ生活の拠点を移し、その市区町村の住民基本台帳に記録されることをいう。

(5) 定住 中津川市の住民基本台帳に記録され、中津川市に永く住むために生活の本拠を有することをいう。

(6) 実質家賃負担月額 賃貸借契約に定められた賃借料(共益費、駐車場使用料その他直接住宅の賃借料と認められないものを除く。)から住宅手当等(雇用主等が被雇用者のために負担し、又は支給する住宅に関する全ての給付をいう。)を除いたものの月額をいう。

(7) 市税 住民登録のある市区町村において課税される住民税、固定資産税及び軽自動車税をいう。

(8) 単身世帯 1人で転入した世帯をいう。

(9) 一般世帯 2人以上の親族で転入した世帯をいう。

(補助の対象者及び交付条件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成29年4月1日以後に中津川市に転入し、かつ、補助金の申請時に転入後1年以内で、中津川市内の民間賃貸住宅に入居している単身世帯又は一般世帯の賃貸借契約者で転入時の年齢が40歳以下のもの

(2) 中津川市内で就労している者又は中津川市に本社のある法人その他これらに準ずる者に雇用されている者

(3) 人事異動等により転出する見込みがなく、定住する意志がある者

- (4) 実質家賃負担月額が4万円を超えていること。
- (5) 世帯全員が市税を滞納していないこと（第6条の申請をする日の属する年の1月2日以後に中津川市へ転入した者にあつては、転入前の住所地において課税される市税を滞納していないこと。）。
- (6) 家賃を滞納していないこと。
- (7) 世帯員が過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員と認められる者でないこと。
- (9) 中津川市若者新婚世帯生活支援事業補助金交付（平成29年3月31日決裁）による若者新婚世帯生活支援事業補助金の交付を現に受けていないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の月額、実質家賃負担月額から4万円を差し引いた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1か月の上限額を次のとおりとする。

- (1) 単身世帯 上限10,000円
- (2) 一般世帯 上限20,000円

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

（補助対象期間）

第5条 補助金の交付対象期間（以下「補助対象期間」という。）は、第7条第1項の規定による補助金の交付を決定した日の属する月から起算して12か月を限度とし、平成33年3月31日までとする。ただし、第10条の規定により受給資格を喪失したときは、受給資格を喪失した月の前月までとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（賃貸借契約の締結者に限る。以下「申請者」という。）は、中津川で暮らそう家賃補助事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票（続柄等省略されていないもの）
- (2) 住宅賃貸借契約書の写し
- (3) 家賃内訳証明書（様式第2号）（賃貸借契約書で家賃の内訳が不明確な場合）
- (4) 住宅手当等支給証明書（様式第3号）
- (5) 世帯全員の市税完納証明書又は市税を完納していることが分かる証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付等の決定）

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助指令書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の不交付を決定したときは、中津川で暮らそう家賃補助事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助の継続）

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が市内の他の民間賃貸住宅に転居し、引き続き第3条（第1号を除く。）の要件を満たすときは、継続して補助金の交付を受けることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により継続して補助金の交付を受けようとするときは、中津川で

暮らそう家賃補助事業補助金住宅異動届出書(様式第5号)に第6条各号に掲げる書類を添えて、市長に速やかに届け出なければならない。

(申請内容の変更報告等)

第9条 交付決定者は、第6条の中津川で暮らそう家賃補助事業補助金交付申請書(様式第1号)又はその添付書類の記載内容に変更が生じたときは、中津川で暮らそう家賃補助事業補助金申請内容変更届出書(様式第6号)に当該変更を証する書類を添えて、市長に速やかに届け出なければならない。

(受給資格の喪失)

第10条 交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、第1号から第3号までについては当該事由の発生した日の翌日の属する月から、第4号については当該事由の対象となった月から、補助金の受給資格を喪失するものとする。

- (1) 市外へ転出したとき。
- (2) 市内の民間賃貸住宅以外の住宅へ転居したとき。
- (3) 第3条に該当しなくなったとき(第1号、第4号及び第7号を除く。)
- (4) 実質家賃負担月額が4万円以下となったとき。

2 交付決定者は、前項各号に定める事由に該当したときは、中津川で暮らそう家賃補助事業補助金受給資格喪失届出書(様式第7号)により市長に速やかに届け出なければならない。

(補助金の交付請求)

第11条 交付決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、中津川で暮らそう家賃補助事業補助金交付請求書(様式第8号)に、家賃を支払ったことが証明できる書類(家賃領収書の写し、賃貸住宅の貸主が家賃の支払を証明する書類等)を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の請求は、交付決定日の属する年度分の月額補助金は、当該年度の3月1日から同月20日までの間に行うものとし、その後補助対象期間が終了するまでの分については、補助対象期間の最後の月の初日から同月20日までの間に行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、前条の規定により受給資格を喪失した場合にあっては、受給資格を喪失した日の属する月の末日までに申請するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、中津川で暮らそう家賃補助事業補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の取消しを行った場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとし、交付決定者はその指示に従わなければならない。

(規則に定める様式との整合性)

第14条 規則に定める様式のうち、この要綱に定める様式をもって代えることのできる様式については、この要綱に定める様式に代えるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前1月以内の期間内に、中津川市に転入し、市内の事業所に勤務し、民間賃貸住宅を借り上げ入居する者については、この要綱を適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

中津川市長 様

申請者 住 所
(注1) 氏 名
 電話番号

印

中津川で暮らそう家賃補助事業補助金交付申請書

中津川で暮らそう家賃補助事業補助金について、中津川市若者定着促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付申請額 円 (①× か月)
 ・実質自己負担月額(注2) 円-40,000円= 円…①
※千円未満切捨て

(①は単身世帯のとき上限10,000円、一般世帯のとき上限20,000円)

2. 交付申請期間 年 月分から 年 月分まで

続柄	氏名	生年月日・年齢	勤務先・連絡先等	
申請者		昭・平 ・ ・ (歳)	TEL	
世帯員		昭・平 ・ ・ (歳)		
		昭・平 ・ ・ (歳)		
		昭・平 ・ ・ (歳)		
転入年月日	年 月 日		賃貸住宅の所有者との関係 (注3)	1 親族でない 2 親族である (続柄)
賃貸住宅の名称				
賃貸住宅の所在地	中津川市		家賃の滞納	1 無 2 有
入居日	年 月 日			
申請区分	<input type="checkbox"/> 単身世帯（1人で転入した世帯） <input type="checkbox"/> 一般世帯（家族2人以上で転入した世帯）			

(注1) 申請者は、賃貸借契約者であること。

(注2) 賃貸借契約に定められた賃借料（共益費、駐車場使用料その他直接住宅の賃借料と認められないものを除く。）から住宅手当等（雇用主等が被雇用者のために負担し、又は支給する住宅に関する全ての給付をいう。）を除いたものの月額を記載すること。

(注3) 賃貸住宅の所有者が賃借人の親族であるときは、中津川で暮らそう家賃補助事業の対象になりません。

誓約書

私は、中津川市若者定着促進事業補助金交付要綱第6条の規定による補助金の交付申請をするに当たり、中津川市に住民票を置き（中津川市の住民基本台帳に記録されることをいう。）、中津川市を生活の本拠地とすることを誓約します。

申請者 住 所

氏 名

⑩

（添付書類）

1. 世帯全員の住民票の写し（続柄等省略されていないもの）
2. 住宅賃貸借契約書の写し
3. 家賃内訳証明書（様式第2号）（賃貸借契約で家賃の内訳が不明確な場合）
4. 住宅手当等支給証明書（様式第3号）
5. 世帯全員の市税完納証明書又は市税を完納していることが分かる証明書
6. その他市長が必要と認める書類

中津川市長 様

貸主住所
氏名
電話番号

印

家賃内訳証明書

下記の者の家賃等の内訳について次のとおり証明します。

記

1 借主

住所
氏名

2 家賃の内訳

【建物名称】		号室
内 訳	金 額	
住宅部分の家賃額		円
共益費・管理費		円
駐車場使用料		円
その他()		円
支払合計額		円

※この証明書は、賃貸借契約書で家賃の内訳が不明確な場合に添付してください。

(注) 1. 該当がない欄であっても、必ず金額欄に0円と記入してください。

2. 法人の場合は代表者印を、個人事業主の場合は個人事業主の認印を押印してください。

年 月 日

中津川市長 様

給与等の支払者

所在地

名 称

氏 名

⑩

担当部課名

担当者名

電話番号

住 宅 手 当 等 支 給 証 明 書

下記の者の住宅手当等支給状況を次のとおり証明します。

記

住 所	中津川市
氏 名	
就労開始年月日	年 月 日
住宅手当等 支給状況	1 支給している (住宅手当等月額 円) 2 支給していない

【事業主の方へお願い】

この証明は、中津川市若者定着促進事業補助金交付申請の際に必要なものですので、住宅手当等の支給に関して証明してください。

1. 給与等の支払者は、法人の場合は代表者印を、個人事業主の場合は個人事業主の認印を押印してください。
2. 住宅手当等支給状況については、1、2のいずれかを○印で囲み、1の場合は住宅手当等の支給月額を記入してください。
3. 住宅手当等とは、住宅に関して事業主が従業員に支給する全ての手当等の額です。